

(資料二)

平成二十年二月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

ふるさと島根寄附条例	1
島根県立心と体の相談センター条例及び島根県立病院使用料及び 手数料条例の一部を改正する条例	2
島根県公益認定等審議会条例	2
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	4
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ...	4
出納長職の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例	9
公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 ...	9
職員の修学部分休業に関する条例	10
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県 企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例	11
島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正す る条例	11
島根県手数料条例の一部を改正する条例	11
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 の一部を改正する条例	12
島根県県税条例の一部を改正する条例	13

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	13
島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例	14
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例	14
島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正 する条例	16
島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例	17
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	18
島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	18
島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例	21
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一 部を改正する条例	21
島根県畜産技術センター分析等手数料条例及び島根県家畜保健衛 生所条例の一部を改正する条例	22
島根県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	22
採石業の適正な実施の確保に関する条例の一部を改正する条例	23
島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例	23

第18号議案

ふるさと島根寄附条例

1 提案理由

島根県の発展並びに自然環境及び歴史的な資産の継承を願う者からの寄附金を基金として管理し、当該寄附金を財源として寄附者から指定された事業を行うため、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 目的

この条例は、島根県の将来の発展並びに島根県が有する自然環境及び歴史的な資産の継承を願う個人又は団体から寄附金を募り、当該寄附金を財源として事業を行うことにより、活力に満ちた地域づくりに資することを目的とすること。

(2) 対象事業

寄附金を財源として行う事業は、次のとおりとすること。

- ア 産業の振興に関する事業
- イ 自然環境の保全に関する事業
- ウ 医療又は福祉の充実にに関する事業
- エ 教育又は文化の振興に関する事業
- オ その他知事が別に定める事業

(3) 寄附金の指定

ア 寄附者は、(2)の事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

イ 収受した寄附金のうち、事業の指定がない寄附金については、知事が事業の指定を行うものとする。

(4) 基金の設置

(2)の事業に要する経費に充てるため、ふるさと島根基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(5) 積立て

ア 基金として積み立てる額は、予算で定めること。

イ 寄附金の額に相当する額は、基金に積み立てるものとする。

(6) 管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。

(7) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(8) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。

第19号議案

島根県立心と体の相談センター条例及び島根県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 引用する法律の題名の改正

改正前	改正後
老人保健法	高齢者の医療の確保に関する法律

(2) その他規定の整理

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。

第20号議案

島根県公益認定等審議会条例

1 提案理由

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の制定に伴い、島根県公益認定等審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。

る。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 組織

ア 島根県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）は、委員 3 人以上 7 人以内で組織すること。

イ 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命すること。

(2) 委員の任期

委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

(3) 職権の行使

委員は、独立してその職権を行うこと。

(4) 委員の身分保障

委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないこと。

(5) 委員の服務

ア 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこと。

イ 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないこと。

(6) 会長

会長は、委員の互選により定めること。

(7) 専門委員

専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができること。

(8) 会議

審議会の会議は、会長が招集すること。

(9) 部会

審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第21号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第22号議案

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

社会情勢の変動等に伴い、一般職員及び地方警察職員の特殊勤務手当の支給要件、金額等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 一般職員の特殊勤務手当

ア 夜間特殊業務手当の廃止

イ 手当の支給対象の改正

手 当 名	支給対象の改正内容
家畜保健衛生業務従事手当	支給対象職員を農林水産部農畜産振興課又は家畜保健衛生所に勤務する獣医師からすべての獣医師に拡充すること。
精神保健業務手当	心と体の相談センターに勤務する職員にあっては、支給要件を精神障害者の診療又は看護に限定すること。
福祉業務従事手当	支給要件を福祉に関する指導又は調査の業務で人事委員会規則で定めるものに限定すること。
爆発物検査等従事手当	支給要件を爆発のおそれのある場所において行う災害調査の業務に限定すること。
教務手当	支給対象職員を農業大学校又は消防学校の講師として授業に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに限定すること。

ウ 手当額の改正

手当名	改 正 前	改 正 後
有害物取扱手当	専ら従事者 1月 8,900円	1日 420円

家畜飼育作業等従事手当	畜産技術センターの獣医師	一般職員	1月 13,300円	畜産技術センターの獣医師	1日 610円		
		管理職員	1月 12,000円				
家畜保健衛生業務従事手当		一般職員	1月 14,800円		1日 700円		
		管理職員	1月 13,300円				
環境衛生検査業務従事手当	宍道湖流域下水道管理事務所	保健所	1月 24,600円	宍道湖流域下水道管理事務所	1日 960円		
		保健環境科学研究所	1月 20,100円			保健環境科学研究所	1日 960円
衛生検査業務従事手当	専ら従事者	1月 24,600円	人事委員会規則で定める職員	1日 1,170円			
放射線取扱業務等従事手当	保健環境科学研究所原子力環境センター（センター長を除く。）	1月 16,700円	保健環境科学研究所原子力環境センター（センター長を除く。）	1日 800円			
福祉業務従事手当	女性相談センター、児童相談所又は心と体の相談センター	1月 4,300円 （人事委員会が認める業務に従事したときは、1日につき370円を	福祉事務所、女性相談センター、児童相談所又は心と体の相談センター	1日 600円			

		加算)	
	福祉事務所	一般職員	1月 4,300円 (人事委員会が認める業務に従事したときは、1日につき370円を加算)
		管理職員	1月 2,150円 (人事委員会が認める業務に従事したときは、1日につき370円を加算)
爆発物検査等従事手当			1日 370円
			1日 750円

(2) 地方警察職員の特殊勤務手当

ア 通信作業手当及び教務手当の廃止

イ 手当の支給対象の改正

手 当 名	支給対象の改正内容
爆発物等取扱手当	爆発物等の所在場所に立ち入って行う帳簿、書類その他必要な物件の検査又は関係者への質問若しくは指示の作業の削除

ウ 手当額の改正

手当名	改正前		改正後	
捜査特別手当	専務者	1月	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕	1日
		11,800円 又は 10,100円		560円 又は 470円
	非専務者	1日		
		560円 又は 470円		
	少年の街頭補導等	1月 6,700円	少年の街頭補導等	1日 320円
犯罪鑑識手当	専務者	1月 11,800円 又は 6,100円	犯罪現場等	1日 560円
	非専務者	1日 560円	その他の場所	1日 290円
交通捜査取締手当	交通取締用自動車	専務者	交通取締用自動車2輪車	1日 560円 又は 520円
		1月 11,800円 又は 9,500円		
	非専務者	1日 560円 又は 520円		
	交通取締用自動車	専務者	1月 9,300円 又は 10,600円	交通取締用自動車
	非専務者	1日 470円 又は		

		520円		
	交通巡視員	1月 5,900円	交通巡視員	1日 280円
	交通事故・事件捜査従事者	専務者 1月 11,800円	交通事故・事件捜査従事者	1日 560円 (高速道路等における交通事故処理の作業に従事したときは、1日につき280円を加算)
		非専務者 1日 560円 又は 190円		
	交通取締従事者	専務者 1月 8,300円	交通取締従事者	1日 370円
		非専務者 1日 370円		
看守手当	専務者	1月 7,000円		1日 370円
	非専務者	1日 370円		
警ら手当	専務者	1月 7,800円		1日 370円
	非専務者	1日 370円		

エ 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

(3) その他規定の整理

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。ただし、2の(2)の工については、公布の日から施行する。

第23号議案

出納長職の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案理由

地方自治法の改正及び出納長の任期満了による出納長職の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる条例の規定の整理

- ア 特別職の職員の給与等に関する条例
- イ 島根県職員定数条例
- ウ 職員の退職手当に関する条例
- エ 島根県附属機関設置条例
- オ 特別職の職員の退職手当に関する条例

(2) 次に掲げる条例の廃止

- ア 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例
- イ 副出納長設置条例

3 施行期日

平成20年3月22日から施行する。

第24号議案

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

漁業協同組合 J F しまねへの漁業無線指導業務の委託を円滑に行うため、同法人に対して職員を派遣することについて、及び財団法人島根ふれあい環境財団²¹が解散することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

職員を派遣することができる公益法人等について、漁業協同組合 J F しまねを追加し、財団法人島根ふれあい環境財団²¹を除くこと。

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。

第25号議案

職員の修学部分休業に関する条例

1 提案理由

職員の自己啓発を支援するため、地方公務員法に定める修学部分休業について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 修学部分休業の承認

ア 修学部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

イ 対象となる教育施設は、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他任命権者が公務に関する能力の向上に資すると認める教育施設とすること。

ウ 修学部分休業の期間は、2年を超えない範囲内の期間とすること。

(2) 修学部分休業取得中の給与の取扱い

職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料、地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、管理職手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当及び人事委員会規則で定める手当の額の合計額を減額して給与を支給すること。

(3) 修学部分休業の承認の取消し

任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

ア 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

イ 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

ウ 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

(4) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。

第26号議案

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

企業局及び病院局において修学部分休業制度を導入することに伴い、給与の取扱いについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料、地域手当、管理職手当、初任給調整手当及び管理者が定める手当の額の合計額を減額して給与を支給すること。

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。

第27号議案

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

財団法人島根ふれあい環境財団²¹が解散することに伴い、経営評価の対象法人について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

経営評価の対象法人から財団法人島根ふれあい環境財団²¹を除くこと。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第28号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

薬事法及び教育職員免許法の改正に伴い、県が徴収する手数料の額等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由

である。

2 条例の概要

(1) 薬事法関係手数料

一般用医薬品の販売等に従事しようとする者の試験、登録等に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
登録販売者試験を受けようとする者	14,000円
販売従事登録を受けようとする者	7,100円
販売従事登録証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
販売従事登録証の再交付を受けようとする者	2,900円

(2) 教育職員免許法関係手数料

特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
普通免許状に係る新教育領域の追加を受けようとする者	3,300円
臨時免許状に係る新教育領域の追加を受けようとする者	1,700円

3 施行期日

2の(2)については公布の日から、2の(1)については平成20年4月1日から施行する。

第29号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の制定に伴い、企業立地等を重点的に促進すべき区域における産業集積の形成及び活性化を税制面から支援するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

同意集積区域（大臣の同意を得た基本計画において定める企業立地等を重点的に促進すべき区域をいう。）内において、製造業等を行う事業者が知事の承認を受けた企業立地計画に従って省令に定める施設を設置した場合には、次に掲げる県税の課税を免除すること。

(1) 当該施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対する不動産取得税

(2) 当該施設の用に供する構築物の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度以後3年度分の固定資産税

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成19年12月20日以後に施設を設置した場合に適用する。

第30号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

生活交通路線維持のための一般乗合用のバスに係る補助金の見直しに伴い、自動車取得税の減免について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 自動車取得税の減免対象となる自動車から、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が生活交通路線維持のための県又は市町村の補助金の交付を受けて取得した一般乗合用のバスを除くこと。

(2) その他規定の整理

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。

第31号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

住民サービスの向上を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムを使用した本人確認情報の利用に係る事務について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる事務を知事が本人確認情報を利用することができる事務に追加すること。

- (1) 介護支援専門員資格登録簿における登録事項の変更の届出に係る事務
- (2) 島根県心身障害者扶養共済制度における加入の承認、脱退一時金の支給又は死亡若しくは現況の届出に係る事務

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。

第32号議案

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

住民サービスの向上を図るため、新たに施設の一部を一般の利用に供すること等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) テニスコートを一般の利用に供し、その使用料の額を1面につき1時間当たり510円とすること。
- (2) 指定管理者が行う業務から交通事故相談所浜田支所の施設の維持管理に関する業務を削除すること。
- (3) その他規定の整備

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。

第33号議案

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例

1 提案理由

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所の設置及び管理について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所（以下「センター診

療所」という。)を浜田市に設置すること。

(2) センター診療所は、次の業務を行うこと。

ア 島根あさひ社会復帰促進センター内に国が開設した診療所の管理に関すること。

イ 島根あさひ社会復帰促進センターの被収容者以外の者に対する眼科診療に関すること。

(3) センター診療所において、各種の検査又は診療を受けようとする者は、次の使用料又は手数料を納付しなければならないこと。ただし、(2)のアの業務に関して各種の検査又は診療を受けようとする者については、この限りでないこと。

区 分	使用料又は手数料の額
ア 健康保険法の規定による療養の給付その他法令の規定によりその給付に要する費用の額が厚生労働大臣の定めにより算定されることとされている療養の給付を受けることができる場合又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付を受けることができる場合	診療報酬の算定方法で定める医科診療報酬の点数表(以下「健康保険点数表」という。)により算定した点数1点につき10円として計算した額
イ 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による療養の給付を受けることができる場合	環境大臣が定める診療報酬の額の算定方法により計算した額
ウ 労働者災害補償保険法の規定による療養の給付を受けることができる場合	厚生労働省労働基準局長が定めた労災診療費算定基準により算定した額
エ 地方公務員災害補償法の規定による療養の給付を受けることができる場合	知事が地方公務員災害補償基金と協議して定める額
オ 自動車損害賠償保障法の適用のある療養の場合	健康保険点数表により算定した点数1点につき15円として計算した額
カ アからオまでに掲げる場合以	健康保険点数表により算定した

外の場合

点数 1 点につき10円50銭として
計算した額

- (4) 知事は、公益上特に必要があると認める者について、使用料又は手数料を減免することができること。
- (5) 詐偽その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科することができること。
- (6) 島根県特別会計条例の一部改正
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計を設置すること。

3 施行期日

平成20年10月 1 日から施行する。

第34号議案

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険調整交付金のうち普通調整交付金について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 普通調整交付金の交付において市町村間の格差として勘案する事項の改正

ア 所得及び員数を勘案する対象について次のとおり改めること。

改正前	改正後
一般被保険者（退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。）	被保険者

イ 高額介護合算療養費の支給に要する費用の額を勘案することとする
こと。

ウ 老人保健医療費拠出金の廃止並びに前期高齢者納付金、後期高齢者
支援金及び前期高齢者交付金の創設に伴う規定の整備をすること。

- (2) 退職者医療制度が存続する間において適用する規定の整備をすること。
- (3) 平成25年3月31日までの間、普通調整交付金の交付において病床転換支援金の納付に要する費用の額を勘案することとすること。

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。

第35号議案

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例

1 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく基金として設置する島根県後期高齢者医療財政安定化基金について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 趣旨

島根県後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）の管理及び処分に関し必要な事項並びに拠出率について定めるものとする。

(2) 積立て

毎年度基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

(6) 拠出率

後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算出するための割合を1万分の9とすること。

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。

第36号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

配偶者等からの暴力被害者自立支援金制度を設けることに伴い、その返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

債務の免除に関する規定の追加

(1) 貸付金の種類

配偶者、配偶者以外の親族、同居者その他の社会生活において密接な関係を有する者からの暴力を受けた者（以下「被害者」という。）の経済的自立を図るため、島根県女性相談センターにより一時保護された被害者であって、一時保護された施設を退所した後において、生活に必要な収入を得るための就労等の手段を確保することが見込め、かつ、当該収入を得るまでの間の生活に必要な資金を確保することが困難であるものに対して貸し付けた資金

(2) 免除の条件

死亡したとき、又は心身の重度の障害、疾病、災害その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。

(3) 免除の範囲

債務の全部又は一部

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。

第37号議案

島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

1 提案理由

独立行政法人福祉医療機構法で定める心身障害者扶養保険約款が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 掛金の額の改定

加入時又は口数追加時の年齢の区分	1口当たりの掛金の月額	
	改正前	改正後
35歳未満の者	3,500円	9,300円
35歳以上40歳未満の者	4,500円	11,400円
40歳以上45歳未満の者	6,000円	14,300円
45歳以上50歳未満の者	7,400円	17,300円
50歳以上55歳未満の者	8,900円	18,800円
55歳以上60歳未満の者	10,800円	20,700円
60歳以上65歳未満の者	13,300円	23,300円

(2) 弔慰金の額の改定

加入期間又は口数追加期間	弔慰金の額又は加算の額	
	改正前	改正後
1年以上5年未満	20,000円	50,000円
5年以上20年未満	50,000円	125,000円
20年以上	100,000円	250,000円

(3) 脱退一時金の額の改定

加入期間又は口数追加期間	脱退一時金の額又は加算の額	
	改正前	改正後
5年以上10年未満	30,000円	75,000円
10年以上20年未満	50,000円	125,000円
20年以上	100,000円	250,000円

(4) 島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の一部改正

(5) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成20年4月1日から施行する。

(2) 経過措置

ア 施行日の前日において加入している者で、施行日以後も引き続き加入しているもの（以下「改正前加入者」という。）の掛金（口数の追加に係る掛金を除く。）の額を、次の区分に応じて改定すること。

ア 昭和54年9月30日以前に加入した者及び同年10月1日から昭和61年3月31日までの間に加入した者であって加入時の年齢が45歳未満であったもの

昭和61年4月1日における年齢の区分	掛金の月額	
	改正前	改正後
35歳未満の者	3,500円	5,600円
35歳以上40歳未満の者	4,500円	6,900円
40歳以上45歳未満の者	6,000円	8,700円
45歳以上の者	7,400円	10,600円

イ ア以外の者

加入時の年齢の区分	掛金の月額	
	改正前	改正後
35歳未満の者	3,500円	5,600円
35歳以上40歳未満の者	4,500円	6,900円
40歳以上45歳未満の者	6,000円	8,700円
45歳以上50歳未満の者	7,400円	10,600円
50歳以上55歳未満の者	8,900円	11,600円
55歳以上60歳未満の者	10,800円	12,800円
60歳以上65歳未満の者	13,300円	14,500円

イ 改正前加入者のうち、施行日前に口数の追加の承認を受けた者の口数の追加に係る掛金の額を口数の追加の承認を受けた時の年齢の区分に応じてアのイの表と同様に改定すること。

ウ 改正前加入者の弔慰金の額を次のように改定すること。

加入期間又は口数追加期間	弔慰金の額又は加算の額	
	改正前	改正後
1年以上5年未満	20,000円	30,000円
5年以上20年未満	50,000円	75,000円
20年以上	100,000円	150,000円

エ 改正前加入者の脱退一時金の額を次のように改定すること。

加入期間	脱退一時金の額又は加算の額	
	改正前	改正後
5年以上10年未満	30,000円	45,000円
10年以上20年未満	50,000円	75,000円
20年以上	100,000円	150,000円

第38号議案

島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

医療の質の向上及び医療従事者の安定的確保を図るため、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

病院局職員の定数の改正

改正前	改正後	増減
856人	1,033人	177人

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。

第39号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区分		改正前	改正後	増減
高等学校	教育職員	1,716人	1,673人	43人
	事務職員、技術職員その他	214人	209人	5人

	の他の職員			
特別支援学校	教育職員	878人	907人	29人
	事務職員、技術職員その他の職員	84人	83人	1人
小学校及び中学校	教育職員	5,276人	5,277人	1人
	事務職員及び技術職員	409人	389人	20人

- 3 施行期日
平成20年4月1日から施行する。

第40号議案

島根県畜産技術センター分析等手数料条例及び島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
手数料を徴収して行う牛の体内受精卵の採取を委託契約により実施するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
牛の体内受精卵の採取における手数料を廃止すること。
- 3 施行期日
平成20年4月1日から施行する。

第41号議案

島根県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
引用する条項の整理
- 3 施行期日
平成20年4月1日から施行する。

第42号議案

採石業の適正な実施の確保に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

採石業に関する規制の合理化を図るため、採石業者の採取跡の措置に係る保証人の設定等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 地方住宅供給公社、土地開発公社その他の規則で定める者が岩石の採取の期間が1年を超える採取計画の認可を受けようとする場合は、採取跡の措置に係る保証人の設定の義務を適用除外とすること。
- (2) 採石業を行う国及び地方公共団体についても、(1)と同様の取扱いとすること。
- (3) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。

第43号議案

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例

1 提案理由

屋外広告物等に対する規制について、適用除外の対象範囲を拡大するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 自動車等に表示する屋外広告物又はこれの掲出物件の全部について、表示又は設置の禁止及び許可に係る規定の適用を除外すること。
- (2) その他規定の整理

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。